慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「ハンザ」と近代国際法の交錯(二・ 完) : 一七世紀以降の欧州「国際」関係の実相
Sub Title	Völkerrechtliche Aspekte der Hanse seit dem 17. Jahrhundert
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006 -
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.5 (2006. 5) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060528-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ハンザ」と近代国際法の交錯（二・完）

――一七世紀以降の欧州「国際」関係の実相――

明石欽司

序　論
一　「ハンザ」とは何か
㈠　「ハンザ」の定義・組織・法的性格を巡る諸問題
㈡　ハンザの国際法史上の従来の位置付けとその問題点
二　ウェストファリア条約に至るまでのハンザの「国際的」活動――一七世紀前半におけるハンザの条約締結の事例を中心として……（以上七九巻四号）
三　ウェストファリア条約とハンザ
㈠　ウェストファリア講和会議におけるハンザ――その法的地位と交渉目標
㈡　ウェストファリア条約におけるハンザ関連規定
㈢　ウェストファリア条約中のハンザ関連規定の評価
四　ウェストファリア条約以降のハンザ
㈠　ウェストファリア条約以降のハンザによる「条約」締結の事例
㈡　ウェストファリア条約以降のハンザによる「国際的」活動の事例
結　論……（以上本号）

三　ウェストファリア条約とハンザ

(一)　ウェストファリア講和会議におけるハンザ――その法的地位と交渉目標

三十年戦争当初、ハンザ諸都市は中立を維持しようとしたが、戦争の経過に伴って次第に戦乱に巻き込まれていった。[82] そして、最終的にこの戦争はハンザ全体とその各構成都市に深刻な影響をもたらしたのであり、三十年戦争をもってハンザはその歴史を事実上閉じるとする評価は根強い。[83]

ハンザは通商を基盤とするため、大規模な戦争の継続はその基盤の破壊を意味するのであり、したがって、ハンザ構成都市が講和を熱望したことは当然のことであった。[84] また、前節で見たようなハンザとしての一定の外交上の権能をも考慮するならば、ハンザ及び各構成都市が三十年戦争終結のための講和会議に参加を希望することもまた当然のこととなろう。そして、実際にハンザとしての講和会議への参加は実現したが、問題となることはその際の「ハンザ」の実態と法的地位がどのようなものであったかという点である。

この問題を考えるに当たって、先ず考慮されなければならない事柄は、前節で挙げられた一六一八年一〇月のザクセン選挙侯とドイツハンザ都市間の「和議」（Vergleich）において「自由帝国都市且つ連合したドイツハンザ諸都市」として表現されたという事実、また、これも前節で挙げられたオランダとハンザ諸都市間で締結された一六四五年条約及び一六四六年条約で、それらの条約が帝国及び皇帝に敵対するものではないとされたという事実である。これらの事実には、ハンザ諸都市が（名目的であるにしろ）それらの諸条約が帝国国制の枠組内の行為であることを認識していたことが示されている。そして、このような認識は、先に紹介した、一七・一八世紀の法律家にとってハンザに関する最重要課題が、ハンザが帝国国制上合法な同盟であり、帝国法に抵触しないものなのかというものであったという旨の指摘[85]に対応するものと言える。また実際に、殆どのハンザ都市は何れ

かの上級領主に従属しており、法的には帝国の枠内の存在として認識されていたと考えられるのである。

しかも、ウェストファリア講和会議の時点においてハンザの中心であった三都市の中で、ハンブルクやブレーメンであってすら、それらの帝国都市（Reichsstädte）としての地位は争われざるものではなかった。[86] 即ち、ハンブルクは一六一八年に帝国最高法院（Reichskammergericht）により帝国直属資格を認められていたが、一六四一年のレーゲンスブルクにおける帝国都市会議（Städtekurie）で議席を与えられなかったことや、一六四五年にデンマークの抗議に屈服してオスナブリュックにおける講和交渉に出席できなかったことに見られるように、[87]「一七世紀中葉であっても、ハンブルクの帝国直属資格は未決定のままだった」[88] のである。また、ブレーメンの帝国直属資格は一六四六年に付与されたのであって、[89] ウェストファリア講和会議にハンザ三都市がオスナブリュックに到着した時点（一六四四年末）では当該資格を認められていなかったことになる。従って、当時の「ハンザ代表団」の中ではリューベックのみが疑念の余地なき帝国都市として参加し得たことになるのである。[90]

以上に見てきたことから、ハンザ自体（そして、その活動を実際に担った、少なくとも前述の三都市）は、対外的には条約締結主体としての地位を認められていたにも拘らず、それは常に帝国国制の法的枠組の中に留まるものであったことが理解されるのである。

さて、このような近代国際法理論からすれば一見矛盾する法的地位に立ちつつ、ハンザはウェストファリア講和会議に参加した。[91]「ハンザの名における」同会議への参加自体は、一六四三年の中頃にリューベック・ブレーメン・ハンブルクにより決定され、またフランス及びスウェーデンによる参加招請もあった。しかし、実際の会議参加までには、財政上の問題や一六四四年初めに内陸最大のハンザ都市であるケルンの参加招請に失敗するなど、険しい道のりを経なければならなかったのである。[92]

それでは、ハンザ代表団の会議参加の目的は何であったのであろうか。ハンザ代表団（その中心的人物はリュ

ーベックの法律顧問（Syndikus）グロクシン（Dr. David Gloxin）であった）に対してリューベック市参事会（Rat）から講和会議全般に関する訓令は伝達されていないようであるが、外交文書等に基づいて著された或る研究によれば、その交渉目的は次の四点に纏められ得るという。即ち、①帝国都市の法的地位の強化、②講和条約への参加を通じてのハンザの承認、③現存する通商上の負担の撤廃と新たな負担の導入の阻止、④帝国都市の宗教決定権の保証、である。[93]

以上の四点が何れも重要であることは理解される。しかし、ハンザ構成都市が通商を自己の存続基盤としていることを考慮するならば、第三点が最重要であったものと推定される。実際に、皇帝の全権使節であったランベルク（Johannes Maximilian Lamberg）及びクラーネ（Johann Krane）から皇帝に宛てられたオスナブリュック発一六四五年一月二日付報告では、次のように記されている。

「リューベック・ブレーメン・ハンブルクの代表が先週到着した。彼等は一二月二九日に我々に全権委任状を呈示したが、その際に彼等は次のように述べた。それらの諸都市がその代表団を全ハンザ都市の名において派遣したが、それは自らが条約当事者となることを意図するものではなく、通商とそれについて有する諸特権の維持というそれら諸都市の多くの利益に関して、そしてそれと共にそれらが条約のもとで守られ得ることに関しての必要な情報を皇帝の使節に伝達することのみを意図している、と。[94]」

この報告からは、講和会議参加の当初からハンザ諸都市は、条約当事者となることよりも、通商の利益・特権を維持乃至回復することを主要な目標とする旨を公言していたことが理解される。さらに、これに続き、同年同月一九日付（オスナブリュック発）ランベルク及びクラーネ発皇帝宛報告では、ハンザ代表団が皇帝使節に対して、スウェーデン及びデンマークがバルト海での全通商を遮断しており、それがハンザ諸都市のみならず、皇帝及び帝国全体に甚大な損害を被らせている旨を訴えたことが記されている。[95]

以上の事実から、その真の意図がいかなるものであったにしろ、ハンザの代表団が公言していたその講和会議における目的は通商活動及びハンザの特権の回復・維持であったことが理解される。[96] そして、この目的自体は通商都市としては当然とも考えられるが、特に、三十年戦争の過程で各国王や領主によって多様な税が新たに課され、或いは既存の税がより重いものとされたという事情により、その切実さは増大していたものと考えられる。そのような都市の負担増大に関しては、次のような事例がある。

一六二八年にヴァレンシュタイン麾下の皇帝軍に攻囲され、更に都市内に動揺が発生したシュトラルズントは同年七月にスウェーデンとの「同盟条約」[97]を締結しているが、これによってスウェーデン国王はドイツ侵攻のための橋頭堡を獲得し、さらにバルト海沿岸地方の穀物取引を自己の管理下に置く可能性を持つに至り、実際にそれらに高率の関税を導入した。[98] また、より一般的には、ドイツ諸都市の財政負担は戦前のそれを大幅に上回っていたという。[99]

このような事態に直面して、ハンザ諸都市にとって三十年戦争中に発生した多数の通商に対する障害を除去することは極めて重要な目的として認識されていたであろう。それでは、そのような目的のもとでの交渉活動の成果としてのウェストファリア条約にはハンザに関連するどのような規定が設けられたのであろうか。[100]

(二) ウェストファリア条約におけるハンザ関連規定

ウェストファリア条約（ＩＰＯ）の中で「ハンザ諸都市」（*Civitates Anseaticae*）という言葉は三箇所に登場する。即ち、皇帝側の当事者を列挙する第一七条第一〇項、同様にスウェーデン側当事者を列挙する同条第一一項、そしてスウェーデン女王に移譲されるシュトラルズント等の地域の取扱いに関する第一〇条第一六項である。

第一七条第一〇項では、「ハンザ諸都市」は皇帝側当事者として、スペイン国王・神聖ローマ帝国の選挙侯や

等族、さらには「イングランド国王、デンマーク及びノルウェーの国王及び王国並びにそれに付属する諸地域」、「ネーデルラント連邦議会及びスイス諸カントン連合」等々と共に挙げられている。また同条第一一項でも、フランス国王やその他の皇帝側の当事者にも挙げられた当事者（スペイン国王やオーストリア家等を除く。）や「ポルトガルの国王及び王国・モスクワ大公・ヴェネツィア共和国」と共に「ハンザ諸都市」がスウェーデン側当事者とされている。これらにより、ハンザが国際的活動主体として確認されていると言えよう。[101]（尚、ＩＰＭにおける「当事者」に関する規定（第一一九条）では、「批准書の交換以前に又はそれ以後六カ月以内に、一方又は他方の当事者による共通の合意に基づき指名される者が含まれるものとする」とされており、具体的な当事者名は列挙されていない。但し、「本条約の調停者としてのヴェネツィア共和国」が同条約に含まれることとされている。）

この当事者の規定に比較して、先に論じたハンザのウェストファリア講和会議参加目的の具体的成果として評価できるものが、第一〇条第一六項の最終文である。それは次のような規定となっている。

「就中、ハンザ諸都市に対しては、〔それらが〕この度の戦争に至るまで有していた、航行及び通商の自由を、帝国内と同様、他の王国・都市・地方においても、〔スウェーデンの現女王及び将来の国王は〕完全に保護するであろう。」[102]

ウェストファリア条約（ＩＰＯ第一〇条）により新たにスウェーデン領となる地域（ブレーメン＝フェルデン、フォアポメルン等）を加え、スウェーデンが北海のドイツ沿岸海域のみならず、バルト海の主要港の殆どをその管理下に置くという状況を考慮するならば、両海域を主要な航路とするハンザにとってのこの規定の重要性は強調されねばならない。[103] この規定こそが、先に挙げた通商利益の確保というハンザの目的を現実のものとする筈なのである。

以上は、ハンザが明示的に言及されている規定であるが、その他にもウェストファリア条約中には当事者を特定しない一般的規定や、ハンザが都市により構成される団体であるために都市関連規定が、間接的にハンザに関

わり得る場合がある。

先ず、一般的規定では、ＩＰＯ第九条、特にその第一項に規定された通商の復興に関する規定がハンザにとって重要であろう。同項は、「講和がなされた後に、相互に通商が復興することは公共の利益となる」との認識に立ち、「皇帝及び帝国選挙侯の同意なくして独断で戦争の際に帝国に新たに導入された関税（*vectigal*）及び徴税所（*telonium*）」、「全ての異常な負担・損害で、それらにより通商上及び航行上の利益の低下がもたらされたものは、完全に廃止され」、また、「地域・港・河川についての〔三十年戦争以前からの〕全ての安全・管轄権・慣習が回復され、不可侵のものとして保全される」ことを規定している。（尚、ＩＰＯ第九条第二項は、「選挙侯の同意に基づき皇帝により許与された」、或いは「長期間の慣行により導入された」正当な権利及び特権の効力が完全に保全される旨の規定である。）

これらの規定はハンザのみを或いは都市一般を名宛人としたものではない。しかし、これらの規定の最大の直接的受益者が通商都市であることは明白である。そして、ハンザ諸都市は、帝国内での三十年戦争以前に有していた独自の自由・特権等を回復することになるのである。[104]

また、ウェストファリア条約において都市の法的地位を規定する中心的条文は、ＩＰＯ第一六条第一八項（ＩＰＭ第一〇九条）である。その規定は、全ての都市、並びに都市市民及び荘民が「普遍的恩赦並びに本和議によるその他の恩恵を享受する」ことを確認するものである。これは、普遍的平和及び恩赦を規定するＩＰＯ及びＩＰＭの第一・二条が、「神聖なる皇帝陛下、オーストリア王家、その全ての同盟者・支持者並びにそれら各々の相続人・継承者、就中カトリック国王〔スペイン国王〕、帝国の選挙侯・諸侯・等族を一方とし、神聖なるスウェーデン女王陛下及びスウェーデン王国、その全ての同盟者・支持者並びにそれら各々の相続人・継承者、就中極めてキリスト教的なる国王〔フランス国王〕、そして帝国の各々の選挙侯・諸侯・等族を他方とする」ものでで

あって、都市や市民は含まれていないために、このような準用規定が設けられたものと思われる。[105] さらに、この規定により、諸々の旧き権利・自由等が今後害されないことを確認する規定（ＩＰＯ第八条第一項：ＩＰＭ第六二条）もハンザ諸都市に適用されるであろうし、通行及び取引の復興のための諸措置（ＩＰＯ第九条第一・二項：ＩＰＭ第六七・六八条）や守備隊の退去に関する規定（ＩＰＯ第一六条第一三項：ＩＰＭ第一〇五条）等による利益に与ることも認められることとなるであろう。

その他にも、自由帝国都市のみに適用される規定ではあるが、ＩＰＯ第八条第四項（ＩＰＭ第六五条）が、自由帝国都市であるハンザ都市に対して、帝国等族と同様の「議決権」（*votum decisivum*）[106]、適法に帝国・皇帝から獲得した特権等の有効性、戦争中に都市に加えられた不利益行為の破棄・無効等を確認している。また、同項では長期の慣習に基づく占有に関して、「市壁内及び領域内の各種の管轄権と共に」（*cum omnimoda iurisdictione intra muros et in territorio*）それらの有効性が確認されているが、これは帝国等族に認められた「聖俗両界における領域権（*jus territoriale*）の自由行使」（第八条第一項）と同様の性質を有し、自由帝国都市であるハンザ都市の自己支配領域における「領域権」[107] が認められたものと考えられる。

さらに、個別の都市に関する規定で当該都市がハンザ構成都市である規定も間接的にハンザに関連すると言えよう。それらの中で最重要と考えられるのが、ウェストファリア講和会議にも参加したブレーメンに関する規定である。同市はスウェーデン女王に移譲されるが、「同市とその領域及び市民（*subditus*）の聖俗両界における現在の地位・自由・権利・特権は、何ら害されることなく残される」（同第八項）ことが確認されている。[108]

㈢ ウェストファリア条約中のハンザ関連規定の評価

前節で確認したウェストファリア条約の諸条項を見る限り、ハンザはウェストファリア講和会議における所期

の目的であった通商上の利益・特権の維持（回復）をかなりの程度達成したものと判断される。特に、同条約によりスウェーデン女王に譲渡されることになったポメルンをはじめとする諸地域・都市において、ハンザ諸都市は三十年戦争以前まで有していた「航行及び通商の自由」を完全に保護される（ＩＰＯ第一〇条第一六項）点は重要である。また、ハンザを明示的に名宛人とした規定による利益ばかりでなく、「都市」一般を名宛人とした規定を通じて享受し得る利益の双方をハンザ諸都市は享受することになるのである。

ハンザが得た利益は経済的側面のみにとどまらない。ハンザの名における署名がなされなかったとはいえ、皇帝側及びスウェーデン女王側の当事者としてハンザが名を連ねたことは、その独自の「国際的」地位を承認されたものとして、政治的にも意義のあるものと評価できよう。[109]

さらに、ウェストファリア講和会議におけるハンザの「外交上の成功」は、スペイン・オランダ間の条約においても確認される。即ち、一六四八年一月三〇日のミュンスター条約の第一六条では（西・蘭間の条約であるにも拘らず）「スペイン王国及びスペインに服属する領域」において同条約によりオランダ（人）に認められた諸々の航行及び通商に関する特権や自由を全てのハンザ諸都市（*Civitates Hanseaticae*）及びその市民に与える旨が規定されたのである。（同条では、ハンザ諸都市がスペイン領内で享受する特権や自由をオランダ（人）に許与する旨も規定されている。）

以上に見てきたように、ウェストファリア講和会議においてハンザは多大な成果を収めている。そして、この点においてハンザは「国際法的な承認の最高潮」[110]に達したとも評価されることがある。ところが、この成果はハンザにとっての大いなる歴史的皮肉でもあったと解されている。なぜならば、この成果はハンザが国際的経済活動主体としての最盛期を過ぎて既に久しく、また、三十年戦争中にハンザ全体の利益が「次第に亡霊に等しいものとなった」[111]という状況のもとで獲得されたものであるためである。[112]

確かに、既に確認した「中世の存在」としてハンザを理解する通説的見解に従うならば、ウェストファリア条約以降のハンザは、同条約中にその名を正式に挙げられ、充分な利益を引き出し得る条項を設けることに成功しながら、実質的にはそれらの成果を充分に享受することなく歴史の舞台から去ってしまうかのように思われる。しかし、この見解を支持するためには、一七世紀中葉以降の「国際」関係におけるハンザの活動を検証する必要があろう。

四　ウェストファリア条約以降のハンザ

㈠　ウェストファリア条約以降のハンザによる「条約」締結の事例

ウェストファリア条約以降もハンザは存在し続けるものの、昔日の栄光を完全に取り戻すことはなかったということは事実であると言わざるを得ない。それを象徴するものとしてしばしば紹介されるのが、結果的に最後となった一六六九年七月のリューベックにおけるハンザ会議が開催されたときに、僅かにリューベック・ハンブルク・ブレーメン・ダンツィッヒ・ロストック・ブラウンシュヴァイク・ヒルデスハイム・オスナブリュック・ケルンの九都市のみが参加したという事実である。[113]

しかしながら、そのような状況においてさえもハンザが完全に過去の存在となってしまったと断言することはできない。むしろ、リューベック・ハンブルク・ブレーメンのハンザ三都市の少なくとも皇帝及び帝国に対する独立性は、ナイメーヘン（Nijmegen）講和条約（一六七八／七九年）の時期までに強化されていたという。[114] また、一六八四年及び一六八七年に皇帝（レーオポルト一世）が、オスマン＝トルコの脅威が帝国南方に迫る中で、リューベック（市参事会）宛に戦費調達のためのハンザ会議の招集を要請する書簡を発している（但し、この機会に

ハンザ自体としては何らもこれに応じることはなかった。）が、[115] この事実からは帝国内での経済的側面における重要な役割をハンザ諸都市が依然として担っていたことが窺われるのである。

このようにハンザ都市（少なくともその主要三都市）は一七世紀後半においても、帝国内における独自の地位を維持していたのであるが、この時期にはまた、ハンザの名は「条約」やその他の「国際的文書」にも登場する。

先ず、一六四八年三月にスペイン国王からハンザ諸都市（las Ciudades Anseaticas）に対して譲許された特権の受諾に関するハンブルクの一六五〇年八月一二日付宣言が挙げられる。[116] また、一六五五年五月にはルイ一四世からもハンザ諸都市（les Villes Anseatiques）に特権を付与する旨の宣言が発せられている。[117] この文書は、過去に仏国王からハンザ諸都市に譲許された特権の前例を列挙[118]しつつ、それらの有効性を新たに承認し、更には、仏国王・ハンザ間の友好・同盟関係を確認する内容となっている。また両者間では同月一〇日付で「通商・航海・同盟条約」としての内容を有する「条約」も締結されている。特に、その第一条では、ハンザ市民及びその船舶・商品のフランス領内の自由通行・通航が保証されている（但し、戦時禁制品を除く（第二条）。[119]）。そして以上の他にも、個別のハンザ都市が条約の当事者となる場合があったのである。[120]

このように、一七世紀後半にあっても依然としてハンザは「条約締結主体」であったが、それと同時にハンザやその構成都市が非当事者である条約中にそれらの名が登場する場合もあった。例えば、一六四九年一〇月九日付デンマーク・蘭間防御同盟（ハーグ）条約第一四条では、同条約が他国との通商航海条約を害するものではないとされ、そのような条約の中に「フランス王冠及びスウェーデン王冠との間、並びにリューベック・ブレーメン及びハンブルクの諸都市との間」で一六四〇年、一六四五年、一六四六年に締結された条約が挙げられている。[121]

また、一八世紀においても、一七世紀後半と同様の状況が存続する。

先ず、帝国内におけるハンザ諸都市の地位は、一七四五年のフランツ一世の選挙協約（第七条第二項）におい

てハンブルク・ブレーメン・リューベックが特権を保証されたことに示されているように、依然として独自のものであった。[122]

また、ハンザの主要三都市は一八世紀においても条約締結主体としての地位を維持していた。例えば、一七一六年（九月二八日付）にはフランスと「ハンザ都市ブレーメン・ハンブルク・リューベック」間で「通商条約」が締結されている。[123] この条約は、本文四二箇条、第一分離条項及び第二分離条項から成る詳細なものである。また、三十年戦争中に衰退したかつてのハンザの盟主リューベックに代わり、戦争後も繁栄を続けたハンブルクは、例えば、一七一一年に英国との間にニシン貿易に関する「条約」を単独で締結している。[124] また一七一六年（五月二二日付）に同市はプロイセン（既に王国）との間で同市とシュテッティン間の郵便業務（Postcourses）に関する条約を締結している。[125] さらに、一七一九年（二月八日付）には一七一一年のニシン貿易に関する条約をその内容を拡大して更新するための条約がハンブルクと英国との間で締結されている。[126]

そしてこの時期にも、ハンザが、或る条約の非当事者であるにも拘らず、当該条約中で特権を認められた事例がある。即ち、ユトレヒト条約に含まれる英仏間の「講和・友好条約」[127] の第二七条は、英仏両国王が「ハンザ諸都市、特に、リューベック・ブレーメン・ハンブルク及びダンツィヒ」を同条約に含むことを望むこと、そして、諸々の条約や古き慣習により両国においてハンザが享受してきた通商上の利益を今後も享受し得ることを規定している。また、この条約に関連して、一七二五年一二月四日付フランスとダンツィヒ（「ハンザ都市の一つ」として登場している。）間の協定[128] では、「一七一三年三月三一日及び四月一一日のユトレヒトで締結された条約の第二七条により」ルイ一四世及び英女王が当該条約に「ハンザ諸都市、特に、リューベック、ブレーメン、ハンブルク及びダンツィヒ市」が含まれることを欲した旨が述べられている。（尚、この協定には、「一七一六年九月二八日の条約により譲許された特権をダンツィヒ市民が享受することについての特許状」が付され、その中では同年九月にリュ

ーベック・ブレーメン・ハンブルクに対して条約により特権・自由等が与えられた旨が記されている。）さらに、一八世紀後半の一七八〇年七月のロシア・スウェーデン間条約（第二条）にもハンザの名が登場するのである。[129]

以上に見てきた諸事例においては、（ダンツィヒが登場する場合はあるものの）当時のハンザの実態はウェストファリア条約の交渉に当たった三都市の連合体でしかなかったことは明らかである。（この点は、前述の一六五五年の仏国王との条約の批准書を、「われら、リューベック市・ブレーメン市・ハンブルク市の顧問官及び元老は、ハンザ諸都市同盟の名により」（*Nos Consules & Senatores Civitatum Lubecae, Bremae & Hambrugi, nostro, Sociarumque Hanseaticarum Civitatum nomine*）作成する、としていることに典型的に現れている。）しかしながら、より重要な事実として次の点は確認されなければならない。即ち、ウェストファリア条約以降（一八世紀にあってもなお）、欧州地域にはハンザのような都市を構成主体とする団体（そして、各都市も）が条約締結主体として独自の活動を行っており、決して主権国家間の関係のみがそこに存在していたのではないのである。

㈡　ウェストファリア条約以降のハンザによる「国際的」活動の事例

前節で確認されたように、ウェストファリア条約以降のハンザは条約当事者や条約中の名宛人として登場する。そして、それ以外の「国際的」活動についても、少なくともハンザの主要都市であるブレーメン・ハンブルク・リューベックは、次に述べるようなかたちで継続している。

先に触れたように、ハンザの主要三都市であるブレーメン・ハンブルク・リューベックの帝国に対する独立性はナイメーヘン講和条約（一六七八／七九年）の時期までに強化されていた。そして、同条約の交渉会議にもこれら三都市が参加し、その代表団は依然として「ハンザ全体の利益において」交渉するよう訓令を受けていたという。[130] また、一六九七年に締結されたライスヴァイク（Rijswijk）講和条約の作成過程においても、上述のハン

ザ三都市（但し、ブレーメンは実際の交渉を他都市の代表に委ねていた。）が参加していた。[131]

その後も、主としてハンブルク・ブレーメン・リューベックは（そして時に応じてダンツィヒも）帝国外の列強との何らかの直接的関係をハンザ都市として有し続けた。そして、帝国の解体（一八〇六年八月六日）後間もない一八〇六年一〇月中に主要三都市の代表は、「三都市のもとに現存する古き同盟の強化」のために、ハンザの存続を誓約している。[132] また、ハンザが各地に有してきた商館のうち、ロンドンの商館は一八五三年まで、アントワープの商館は一八六二年までハンザの名において所有されていた。[133] さらに、ハンザの主要三都市は、世界各地に「領事館」（Konsulat）を設立しており、各都市またはハンザの名において領事（総領事及び副領事を含む。）が派遣された都市数は、一八六六年の時点で、欧亜大陸・アフリカ大陸・南北アメリカ大陸・豪州の港湾都市を中心に三〇〇を超えていた。[134] さらにまた、ハンザは、一九二〇年六月三〇日をもって停止するまで、プロイセンへの使節の派遣を継続していたという。[135]

また、ナポレオン戦争後のヴィーン会議において作成された「ドイツ連合」（ドイツ連邦）（Deutscher Bund: Confédération Germanique）[136] の設立に関する議定書には、「自由都市」（Les Villes Libres）の名のもとでリューベック・フランクフルト・ブレーメン・ハンブルクが参加しており、それらが「独立」であること（第二条）、そして「主権的君主」（les Princes Souverains）とされる他の構成員（国）と「権利において平等」であり、同時に平等に義務を負うものとされている（第三条）。したがって、ドイツ連合の枠組の中では、諸都市は主権を有する存在と同等であることになり、一六四八年当時に比較して法的には一層主権国家に近い存在となっているものとも解されるのである。[137]

このようにして、ハンザは二〇世紀に至るまで、その明確な終期を我々に告げることもないまま、近代国際関係の中で独自の歴史を歩み続けたのである。[138]

結　論

ハンザという一種の都市同盟やその構成都市が一七世紀中葉以降のフランスやスウェーデン等の「主権的近代国家」として理解されてきた活動主体との「外交」関係（「条約」の締結を含む。）を有していたという事実は、ハンザ諸都市（実際にはリューベック・ハンブルク・ブレーメンの三都市が中心であるが）の外交能力の保持が当時の欧州社会において一般的に承認されていたことを示すものと判断される。そして、その後もそのような能力を保持し続けたハンザ諸都市は、神聖ローマ帝国崩解後の一九世紀にも存続し、むしろドイツ連合の枠内において法的にはより強い独立性を帯びた存在であった。

また、本論では扱い得なかったが、以上のような「国際的」活動主体であったハンザは一七世紀中葉以降の「国際法」理論書においても論じられており、当時の「国際法」学者にとってハンザは研究対象としても認識され続けた。[139] それと同時に、ハンザは特に海（商）法分野の発展において一七世紀以降も依然として重要な役割を担っていたという事実も忘れられてはならないであろう。[140]

以上の事柄は、従来の国際法（史）研究一般においてハンザが「中世の存在」であり、「主権的」であったとされてきたことに対する次のような批判を可能とする。

先ず、「中世の存在」としてハンザを理解することは、ハンザを近代欧州の「国際」関係の考察から排除するものであり、ハンザが初期近代（近世）以降消滅するどころか、長らく欧州「国際」関係の中の活動主体であったという事実を我々の目から隠してしまう。

また、ハンザを「主権的」なものであったとすることにも問題がある。ハンザが有した外交能力や欧州「国

際」関係における独特の地位は、ハンザが「主権的」存在であることを直ちに意味するものとは考えられない点は強調されねばならない。多くの先行研究においては、ハンザが自主的な対外活動（通商・戦争・条約締結）を遂行してきたという事実をもって、「ハンザは主権的存在であった」との結論が導かれている。しかし、近代国際法理論に基づくならば主権的権能に属するとされる個別的権能（外交権・条約締結権・交戦権等）の何れかを行使し得たことから、当該行使主体を（その時代の諸々の所与の条件を無視して）「主権的」であったとすることは妥当な判断と言えるのであろうか。むしろ、近代的主権観念の本質とされるその「最高性」や「絶対性」という観点からするならば、当時のハンザの活動はそのような性質を帯びるものではなかった。例えば、ハンザが締結する「条約」は帝国国制の枠内のものであることが認識されており、ハンザ諸都市は常に自己の上位者（皇帝・上級領主）の存在を意識していたのである。[141] そして、このような事情を考慮することなく、「主権的」という表現を用いることは、近代国際法上の主権概念を過去に投影させる結果を生み、ハンザの実態の理解を損ないかねないのである。[142]

以上のことはまた、より一般的には、ルーロフセンが指摘するように、ハンザのような活動主体が現在では「国際法的」な（その意味で「主権的な」）ものと考えられる活動を行うことは絶対主義が台頭する「一七世紀に至るまで西欧の殆ど全域に共通した」ものだったこと、[143] そしてそのような現象は一七世紀中葉以降にも存続したことを理解しなければ、当時の欧州「国際」社会の実態の把握が不充分なものとなるだけでなく、誤解さえ生まれかねないことを示唆している。[144] そして、実際にそのようにして生まれた誤解の典型例が「ウェストファリア神話」なのであって、この神話は一七世紀中葉以降の欧州の「国際」関係の実相を無視した、観念の産物でしかないのである。

(82) 三十年戦争当初におけるハンザ都市の中立政策とその崩壊を巡るマグデブルクの例について、次の文献を見よ。M. Tullner, “Magdeburg--eine Hansestadt im 17. Jahrhundert”, A. Graßmann (Hrsg.), *Niedergang oder Übergang?: Zur Spätzeit der Hanse im 16. und 17. Jahrhundert* (Köln/Weimar/Wien, 1998), S. 50-61.

(83) 若干の例として、次の文献を見よ。Dollinger (Anm. 12), S. 478: U. Ziegler (Anm. 56), S. 165.

(84) 三十年戦争中のハンザの状況については、次の文献を見よ。Dollinger (Anm. 12), S. 469-478: Fritze *et al.* (Anm. 11), S. 222-228.

(85) Ebel (Anm. 36), S. 150-151.

(86) Postel (Anm. 78), S. 526-527; Cordes (Anm. 35), p. 248.

(87) Schmidt (Anm. 63), S. 40-41: G. Buchstab, *Reichsstädte, Städtekurie und Westfälischer Friedenskongress: Zusammenhänge von Sozialstruktur, Rechtsstatus und Wirtschaftskraft* (Münster, 1976), S. 68. 尚、シュピースによれば、このような取扱いが生じた主たる理由は、ハンブルクの帝国直属資格に対してデンマークが異を唱え、一七六八年になって漸くこれを承認したという事情があるという。H.-B. Spies, “Lübeck, die Hanse und der Westfälische Frieden”, *Hansische Geschichtsblätter*, Bd. 100 (1982), S. 111.

(88) Schmidt (Anm. 63), S. 41. グラスマンは、ハンブルクの帝国直属資格の取得は、一五一〇年又は一六一八年に事実上行われていたが、法律上は皇帝の裁可が下される一七六八年まで待たねばならない、としている。A. Graßmann, “Lübeck auf dem Friedenskongreß zu Rijswijk”, H. Duchhardt (Hrsg.), *Der Friede von Rijswijk 1697* (Mainz, 1998), S. 263

(89) Spies (Anm. 87), S. 111.

(90) リューベックの帝国直属身分は一二二六年のフリートリッヒ二世の書簡を根拠とした。Ebd.

(91) コルデスは「オスナブリュックにおける講和交渉（一六四四年から一六四八年）においてハンザは国際法の当事者（an international law partner）とみなされていた」とする。Cordes (Anm. 35), p. 245.

(92) Postel (Anm. 78), S. 527.

(93) Spies (Anm. 87), S. 112.

(94) W. Engels (Bearb.), *Acta Pacis Westphalicae*, II, A (Die kaiserlichen Korrespondenzen), ii (Münster, 1976), S. 129.

(95) Ebd., II, A, ii, S. 150-153.

(96) また、ハンザが講和条約の当事者となることを意図していない旨を表明したことの背景には、正式な条約当事者たり得ないであろうという、当時の欧州国際関係における自己の地位の低下についての自覚があったとも考えられる。

(97) *Du Mont*, VI, i, 114-115.

(98) Fritze *et al.* (Anm. 11), S. 227.

(99) Ch. R. Friedrichs, "German Town Revolts and the Seventeenth Century Crisis", *Renaissance and Modern Studies*, vol. 26 (1982), p. 32. フリートリヒスは、一七世紀におけるドイツ諸都市内の反乱や騒擾に関して論じているが、三十年戦争中の都市の財政負担の増大という状況で予想される都市反乱の発生について、むしろそれらが殆ど消滅したとしている。そして、その理由として、軍隊による略奪や占領等に対して都市支配層が抵抗していた点を都市民が認識し、都市内部の闘争ではなく、対外的側面に目を向けていたことが挙げられている。そのことはまた、同戦争直後に各地で都市反乱が発生するという事態をも説明していると言えよう。*Ibid.*, pp. 32-33.

(100) 尚、ハンザ代表団の講和交渉の模様に関しては、次の文献を見よ。Postel (Anm. 78), S. 531-540.

(101) 但し、これに関連して注意を要する事柄は、「ハンザの名における」ウェストファリア条約への署名がなされていないことである。ハンザ代表団の中ではリューベックのみが自己の名において署名欄に名を連ねており、ここにもハンブルク及びブレーメンの帝国直属資格を巡る問題が姿を現していると推測される。

(102) "[*I*]*nterque eos Civitatibus Anseaticis eam navigationis et commerciorum libertatem, tam in exteris Regnis, Rebuspublicis et Provinciis, quam in Imperio, integram conservabunt, quam ibi ad praesens usque bellum habuerunt.*"

(103) バルト海沿岸の主要港でスウェーデンの管理下に置かれないものはダンツィヒとケーニヒスベルクのみであった。M. Roberts, *The Swedish Imperial Experience 1560-1718* (Cambridge/London/New York/Melbourne, 1979), p. 101.

(104) また、同様にＩＰＭ第八五条後段でライン河の航行の自由について規定されており、これによってフランス国王に移譲されるライン沿岸地域における交通の自由、ひいては通商の自由が保証されることになる。

(105) 但し、ＩＰＯ第二条はその様な名宛人が明示されていないが、同第一条との関連で第二条にも都市は含まれていないものと解すべきであろう。

(106) 「議決権」は、ＩＰＯ第八条第二項（ＩＰＭ第六三条）により、立法・法解釈・宣戦・課税等々の帝国事務について、皇帝に対する帝国議会での同意権として帝国等族に認められている権利である。

(107) 本稿において“*jus territoriale*”の邦訳語として「領域権」を使用していることについて若干説明を加えておきたい。“*jus territoriale*”の訳語としては「主権」(sovereignty; Souveränität)、「領域主権」、「ランデスホーハイト」(Landeshoheit) 等が考えられる。前二者は最高性や絶対性を含意する近代的観念としての主権を意味すると考えられるが、ウェストファリア条約における“*jus territoriale*”が帝国国制の枠内での権利であることを考慮するならば、前二者の使用は適切ではない。また、「ランデスホーハイト」については、例えば、ブッシュマンによるウェストファリア条約のドイツ語訳 (Buschmann (Anm. 1), S. 285-402.) では、“*jus territoriale*”（ＩＰＯ第八条第一項）及び“*territorii jus*”（同第一四条第一項）に対して共に“*Landeshoheit*”が当てられている。しかし、“*Landeshoheit*”が他の文言、例えば“*jus superioritatis*”にも使用されている例（ＩＰＭ第七〇・七二条）も見受けられ、その用法は一貫しているとは思われない。このような事情を勘案した場合、“*jus territoriale*”を単純に“*Landeshoheit*”とすることにも躊躇せざるを得ない。勿論、“*Landeshoheit*”を採用するならば（その邦訳語としては「領邦高権」が有力な候補として挙げられる。）、「主権」との相異が存在することが理解される点で有益である。しかし、その場合にはその語の定義とウェストファリア条約における“*jus territoriale*”の意義が合致するものであるのか否かの検証が必要となる。しかし、“*Landeshoheit*”の観念自体があまりに多義的であるために、そのような検証は不可能であると判断される。そこで本稿では、「条文に即して」原語である“*jus territoriale*”の直訳に最も近いと思われる「領域権」という訳語を使用することとする。

(108) ブレーメンは（先に触れたように）ウェストファリア講和会議の時点においてもなお帝国都市としての地位が争われていた。特に、スウェーデンがこれを問題にしており、この規定はこの問題について明確な解決を与えていない。

そのため、「講和条約締結後においてもなお、スウェーデンとの紛争は回避し難かった」（Buchstab（Anm. 87), S. 71.）のである。

(109) シュミットは、ハンザを独自の団体としてウェストファリア条約中に受容させることに成功したことを、オスナブリュックにおけるグロクシンによる外交交渉の成果として高く評価している。Schmidt（Anm. 63), S. 41.

(110) Spies（Anm. 87), S. 124.

(111) Schmidt（Anm. 63), S. 41.

(112) Cordes（Anm. 35）は、この様な状況においてハンザの法的地位が明確になったことに着目している。

(113) Dollinger（Anm. 12), S. 476-477: U. Ziegler（Anm.56), S. 165: 関谷、前掲書（註(68)）、六六四頁。

(114) Graßmann（Anm. 88), S. 269.

(115) N. Jörn, “Die Versuche von Kaiser und Reich zur Einbeziehung der Hanse in die Anstrengungen zur Abwehr der Türken im 16. und 17. Jh.”, N. Jörn/M. North（Hrsg.), *Die Integration des südlichen Ostseeraumes in das Alte Reich*（Köln/Weimar/Wien, 2000), S. 418-423. ヨルンは対トルコ戦の戦費調達を巡る交渉経過を論じた後に、一七世紀末にはハンザの観念は既に極めて抽象的なものとなっていたため、リューベックは、往時のハンザの同盟としての役割を再度演じることには何らの意味もないことを、認識していたとしている。

尚、既に触れたように、この時点においても、ハンブルクの帝国直属資格は争われており、また、ブレーメンの帝国等族資格はウェストファリア講和会議期間中に認められたものの、新たな上級君主となったスウェーデンとの関係で依然として帝国議会への出席がかなわないという状況にあった。そのため、皇帝にとってはこれら二都市との間には交渉のための取引材料があったものと推測される。

(116) *Du Mont*, VI, i, 563. 但し、この文書は表題と註のみが掲げられており、本文は採録されていない。

(117) *Du Mont*, VI, ii, 102-103. 尚、この文書の正確な日付は付されていない。

(118) 同文書中では、ルイ一一世による一四六四年及び一四八三年の、シャルル八世による一四八九年の、フランソワ一世による一五三六年の、アンリ二世による一五五二年の、そしてアンリ四世による一六〇四年の特権譲許の前例が挙げられている。

(119) 前註に挙げた前例も第一〇条で確認されている。

(120) 例えば、一六八三年（三月一七日付）のデンマーク＝ノルウェーとリューベック間の条約が挙げられる。同条約は次の文献に収められている。C. Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, vol. I *et seq.* (Dobbs Ferry, N. Y., 1969-), vol. XVI, pp. 375-379.（以下、この文献の引用・参照箇所は、巻、頁数の順に、*CTS*, XVI, 375-379. の如く表示した。）

(121) *CTS*, II, 17-18. また、第八条では、ハンブルク及びアムステルダムへの言及がなされている。

(122) H. Conrad, "Die Verfassungsrechtliche Bedeutung der Reichsstädte im Deutschen Reich (etwa 1500-1806)", *Studium Generale*, Bd.16 (1963), S. 498.

(123) *CTS*, XXX, 19-34.

(124) 一月三一日付。但し、この文書ではハンブルクがハンザ都市として言及される箇所はない。*CTS*, XXVII, 49-64. また、翌（一七一二）年一一月にはハンブルクはデンマークとの間で占領地からの撤退等のための賠償に関する条約を締結（*CTS*, XXVII, 341-345.）しており、同市に対するデンマークからの圧力が継続していたことが窺われる。

(125) *CTS*, XXIX, 447-451.

(126) *CTS*, XXXI, 21-25.

(127) *CTS*, XXVII, 475-501. ユトレヒト条約におけるハンザの特権の確認は、後に触れる一七八〇年のスウェーデン・ロシア間条約第二条でも言及されている。

(128) *CTS*, XXXII, 249-254.

(129) Reibstein (Anm. 2), S. 91-92.

(130) Postel (Anm.71), S. 192.

(131) ライスヴァイク条約交渉におけるハンザ都市にとっての法理論的基盤が「国際法」(*jus gentium*) にあったことも指摘されている。Graßmann (Anm. 88), S. 264.

(132) M. Hundt, "Von der 'halbvergessene[n] Antiquität' zum modernen Staatenbund?: Bedingungen, Ziele

und Wirkungen hanseatischer Politik zwischen Altem Reich und Wiener Ordnung (1795-1815)", A. Graßmann (Hrsg.), *Auskklang und Nachklang der Hanse im 19. und 20. Jahrhundert* (Trier, 2001), S. 1.

(133) Postel (Anm. 71), S. 192.

(134) A. Graßmann, "Hanse weltweit?: Zu den Konsulaten Lübecks, Bremens und Hamburgs im 19. Jahrhundert", A. Graßmann (Hrsg.), *Auskklang und Nachklang der Hanse im 19. und 20. Jahrhundert* (Trier, 2001), S. 58-65 に掲載されている一覧表及び地図を見よ。

(135) Fink (Anm.68), S. 153-154. このようなハンザの国際的活動を支えたものが、その経済力であったことは疑い得ない。ハンザの欧州経済に対する影響力は一九世紀初頭においても無視できないものであった。例えば、フランス革命戦争期には、特に大陸封鎖の結果としてフランスの海上輸送の大半をハンブルクとブレーメンが担うなどして、ハンザ主要都市の経済は繁栄した。（革命直前の一七八八年においてさえ、フランスの輸出総額の過半をハンブルク一都市で占めていた。但し、この好況は一七九八・九九年の経済危機で終止した。）Hundt (Anm. 132), S. 3-4.

(136) "Deutscher Bund" は通常「ドイツ連邦」と訳されるが、その設立文書によれば、その目的はドイツ内外の安全の維持と共にその構成国の「独立と不可侵」の維持であるとされ（第二条）、また、各構成国が同盟権を有している（但し、同盟又は個別の構成国を危うくするものは禁止されている。）（第一一条）など、各構成国の独立性は高く、さらに、主権が各構成国に保持されているように思われる文言（前文及び第一条）が見受けられるため、本稿では「ドイツ連合」とする。因みに、各構成国は「権利において平等」（第三条）とされているが、この連合の議会では加重投票制が採用されており（第四・六条）、主権平等原則は貫徹されていない。*CTS*, LXIV, 443-452.

(137) グラスマンは、「ヴィーン会議以降獲得された主権は「リューベック・フランクフルト・ブレーメン・ハンブルクの」四都市に、自由な国家として海外のパートナーとの条約を締結する可能性を与えた」として、四都市が明確に主権を有したと解している。Graßmann (Anm. 134), S. 43.

(138) その始期の場合と同様に、ハンザの終期を確定することは困難である。それは、正式な解散（同盟関係の終了）を記した文書は作成されていないからである。Postel (Anm. 71), S. 165. この点については、次の文献も見よ。Fritze *et al.* (Anm. 11), S. 228.

(139) 当時の「国際法」理論書の中でハンザに触れるものについての若干の例を挙げておきたい。

先ず、ウェストファリア条約締結後間もない一六五〇年に初版が公刊されたズーチ（R. Zouch）の『使僧法』では、「外国人と合意された通商上または取引上の特権は廃棄可能か?」（*An Commercii sive Negotiationis privilegia, de quibus cum exteris convenit, revocare liceat?*）との問題を巡る議論において、英国の諸国王により付与されてきた特権が無効とされたことに対して一五九五年にハンザが皇帝及び帝国等族に苦情を申し立てたという事例が挙げられている。（R. Zouch, *Iuris et Iudicii fecialis, sive Iuris inter Gentes, et Qaestionum de eodem explicatio* (1650) (“Classics of International Law” (Th. E. Holland (ed.), (Washington D. C., 1911)), Pars secvnda, Sec. 4, Quaest. 30.)

また、一六八〇年に公刊されたテクスター（J. W. Textor）の『国際法要論』においては、次のような文脈の中でハンザへの言及が行われている。先ず、「諸国民の通商と契約に関して」（*De commercii et conventionibus gentium*）と題された第一三章では、通商の有用性と（テクスターの）当時には一般市民のみならず貴族や国王までもが通商に直接・間接に関わっていたことが述べられた後に、「それ故、かつてそれら公衆と極めて有名なハンザ諸都市の同盟が結び付けられた」（*Quo intuitu olim publica illa & notissima Hanseaticarum civitatum foedera coaluere*）とされている。（J. W. Textor, *Synopsis iuris gentium* (1680) (“Classics of International Law”, (L. von Bar (ed.), (Washington D. C., 1916)), Ch. XIII, para. 38.) また、第二六章（「中立法について」（*De iure neutralitatis*））では、ハンザ都市からの抗議に対して、英国女王エリザベスがハンザ所属の船舶から奪ったものは（英国の敵のための）戦争用の物品のみであったのであるから、英国の行為は妥当なものであるとのテクスターの評価が述べられている。（*Ibid*. Ch.XXVI, paras. 28 et 34.)

さらに、バインケルスフーク（C. van Bynkershoek）は、一七三七年に公刊された『公法の諸問題』の第一巻第四章（「敵国の動産、及び特に船舶は何時捕獲者の物となるのか」（*Ecquando res hostium mobiles, et praesertim naves, fiant capientium?*））において、一六六六年一一月二九日付のオランダ連邦議会布告（*Edictum Ordinum Generalium*）に基づいて、（当時英国ともオランダとも友好関係にあった）ハンザに対する（蘭領内でハンザが購入する何れの船舶も敵性品とみなす旨の）警告を行うことは支持できないとの議論が展開されている。（C. van

Bynkershoek, *Quaestionum Juris Publici* (1737) ("Classics of International Law", (J. B. Scott (ed.), (Oxford/London, 1930)), Liber I, Cap. IV (p. 33).

一八世紀においても、例えば、モーザー（J. J. Moser）は、彼の国際法学分野における主著である『平時及び戦時における最新欧州国際法試論』で次のような言及を行っている。彼は、「使節について」(Von Gesandtschafften) の論述の中で、「一定の半主権者（Halbsouveräin)」についても論じ、その中でブレーメン・ハンブルク・リューベックの三都市について、「連合した三つの帝国都市にしてハンザ都市」(drey vereinigte Reichs- und Hansees-tätte) とし、それらが共同して使節を派遣してきたこと（但し、その地位は第二級のものとされる）を指摘している。(J. J. Moser, *Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- und Kriegs-zeiten, vornehmlich aus denen Staatshandlungen derer europäischen Machten, auch anderen Begebenheiten, so sich seit dem Tode Kaiser Karls VI im Jahre 1740 zugetragen haben* (Stuttgart/Frankfurt a. Main, 1777-1780), Dritter Theil, (Frankfurt a. M., 1778), Viertes Buch, §5 (S. 21.).)

(140) 例えば、一七・一八世紀におけるスウェーデン・プロイセンでの海法（Seerecht）関連立法に際して、ハンザ海法が継受されている。また、一九世紀におけるドイツ連合の四自由都市（リューベック・ハンブルク・ブレーメン・フランクフルト）の上告裁判所（das Oberappellationsgericht: 最上級審裁判所）はリューベックに置かれた（一八二〇年から新たな裁判（所）制度が導入される一八七九年まで）が、当該裁判所は、有力且つ重要な裁判所であったし、商事事件に関してはドイツ連合内で最重要な裁判所であったとの指摘がある。G. Landwehr, *Das Seerecht der Hanse (1365-1614): Vom Schifffordnungsrecht zum Seehandelsrecht* (Hamburg, 2003), S. 145-147.

(141) また、ハンザを構成する個別都市を「主権的」であるとする議論を（各都市の自立の程度に関連させつつ）展開することは可能ではあるかも知れないが、ハンザそれ自体を「主権的」とするようなことは全く不可能であるとせざるを得ない。なぜならば、ハンザは飽くまでも都市同盟であり、しかもその同盟としての結合の程度は、既に述べたように、通常の軍事的同盟関係よりも弱いものであって、ハンザ都市の一つが他「国」と交戦する場合であっても、他のハンザ都市は自動的にそれに参戦するものではないとされていた。（高村、前掲書（註(6)）、七―一〇頁。）また、より一般的には、ハンザ都市間には共通する対外政策の実施のための体制がとられておらず、各都市は自己の利

益にしたがって行動したと言えるのである。実際に、例えば、リューベックがデンマークに対して積極的政策を展開していた時期（一五〇九年から一五一二年）に、ダンツィヒもハンブルクもそれに追従しなかった。（特に、ハンブルクの抑制的な通商政策が利益を生み出したという。）利益という点ではこれとは逆に、リューベックの対蘭戦争（一五一一年から一五一四年）へのハンブルクの参加はオランダにおける自己の通商上の利益に対応したものであったが、殆ど利益を生み出さなかった。（Postel（Anm. 71), S. 165–166.）そのような「同盟」を「主権的」とすることは不適切なのである。

(142) この点に関連して、次のようなドフハルトの見解を紹介しておきたい。彼は、遅くともボダン以来主権を有する君主が統治する中央集権国家が欧州の政治的理念像となったものの、（ハンザのような）同盟的組織形態は政治的活動から未だに完全に消滅してはいなかったとし、「これらの同盟（Einungen）は、それらにある種の国際法的属性が認容され、例えば使節権（*jus legationis*）がそれらに帰属した」ことを認めるが、そのような権利は極めて限定的に通用したに過ぎず、ハンザの国際法的属性は未成熟な性格（Torsocharakter）でしかなかったことを指摘している。また同時に彼は、一七世紀の欧州の諸国王がハンザをパートナーとして受け入れ、ハンザと外交関係を維持したとしても、それはもはやハンザを軍事的勢力や自己の意思を貫徹し得る政治体（*Corpus politicum*）であると評価したからではなく、通商上の考慮に基づく判断であったことも指摘している。H. Duchhardt, “Die Hanse und das europäische Mächtesystem des frühen 17. Jahrhunderts”, A. Grassmann (Hrsg.), *Niedergang oder Übergang?: Zur Spätzeit der Hanse im 16. und 17. Jahrhundert* (Köln/Weimar/Wien, 1998), S. 23–24.

(143) Roelofsen (Anm. 44), pp. 5–6 et n. 2.

(144) 同様のことは、「自治都市」の観念についても妥当する。初期近代（近世）末に至るまでのハンザ都市内の社会構造や共同体意識の存続について、Postel は次のように指摘している。「生き延び続ける、対外的な都市共和主義的意識の中心として（als Zentren eines fortlebenden stadtrepublikanishen Bewustseins nach außen）は、また啓蒙期における共同体的努力の中心としては、フランクフルト及び遅れて帝国都市の範疇に入れられたハンザ都市といった僅かな帝国都市が存続した。それら諸都市内には制度的（verfassungsmäßig）且つ安定的な［市民の］参加が存在したし、当局の政策は、著しく公的な性格を有し、また共通の福祉を目指す活発な市民的努力に適うものであっ

た。何れにしろ、その中でしばしば聞こえる市民的パトスを覆い隠すことはできなかった。」R. Postel, “Sozialstruktur und kommunales Bewusstsein in frühneuzeitlichen Städten”, S. Urbanski/Ch. Lamschus/J. Ellermeyer (Hrsg.), *Recht und Alltag im Hanseraum* (*Gerhard Theuerkauf zum 60. Geburtstag*) (Lüneburg, 1993), S. 358.